

第9章





強化する「非民主的」体制――アメリカの「民主化」要求がシリア・レバノン

■青山弘之



はじめに

るシリア・バッシングのなかで、四月二十六日、駐留シリア軍・治安組織が完全撤退し、二十九年に及ぶレバノ ン実効支配に終止符が打たれたのである。 ノンをめぐる情勢は大きく変化した。暗殺を契機とするレバノン国内での反シリア感情の高揚と、国際社会によ 二○○五年二月十四日にレバノンのラフィーク (以下、R)・ハリーリー元首相が暗殺されて以降、シリアとレバ

としており、シリアとレバノンにいかに「自由」や「民主主義」を根づかせるかという視点を欠いていた。 アメリカの対シリア・レバノン政策は、域内におけるシリアの影響力の排除と反米的な政策の転換を主要な目的 もに、実効支配下のレバノンにおける「自由」や「民主主義」の抑圧を厳しく追及してきた。しかし、このような たアメリカは、イラク復興・治安回復問題や中東和平プロセスに対するシリアの非協力的な態度を非難するとと によって繰り返し批判されてきた。「対テロ戦争」と「民主化」を振りかざし中東地域への内政干渉を正当化してき シリアによるレバノン「占領支配」は、イラク戦争開始 (二〇〇三年三月) 以降、ジョージ・W・ブッシュ米政権

I シリアによるレバノン実効支配

東部を包摂する地域)と総称される地域の一角をなすシリアとレバノンは、社会・文化的にも歴史的にもきわめて 「ビラード・アッ=シャーム」(現在のシリア、レバノン、ヨルダン、パレスチナ・イスラエル、イラク北部、

近しい といった同一国家・王朝の支配を受けてきた点でも共通している。 アは一九四六年に、 リシャ正教徒 (三%)、シリア正教徒 (一%) などが、レバノンでは、イスラーム教のスンナ派 (二四%)、シー 性格を共有しており、 (三五%)、ドゥルーズ派 (五%)、キリスト教のマロン派 (二一%)、ギリシャ正教徒 (四%)、アルメニア教徒 (三%) などが暮らしている (カッコ内は各国における人口比推計)。また両国は、 存在である。 レバノンは一九四三年に独立) 以前のほぼすべての時代において、 この地域はさまざまな宗教・宗派集団、 シリアでは、 イスラーム教のスンナ派(七六%)、アラウィー派(一三%)、 エスニック集団を包摂する「モザイク社会」としての (七%)、ギリシャ・カトリ オスマン帝国やビザンツ帝 キリスト教のギ 独立 シリ ア派

シーア派、 権力バランスを保とうとするもので、これにより、 当時の宗派間 は、 した一九六〇年代以降は、 士の差異を超克すべくアラブ性が強調された。 だが、こうした多様性を国民統合と結びつける手法はきわめて対照的だった。 多様性を尊重した宗派主義と呼ばれる体制が敷かれた。一九四三年の国民協約によって成立したこの体制は 副首相と国民議会副議長はギリシャ正教徒に割り当てられるとともに、 の人口比 (キリスト教徒五二%、 アラブ民族主義が統治の正統性を高める上で重要な役割を担った。 非キリスト教徒四八%)にそって、 とりわけアラブ社会主義バアス党 大統領はマロン派、 首相はスンナ派、 主要な宗派に公的ポストを配分し、 シリアでは、 以下、 国民議会におけるキリ バアス党) が全権を掌 国民議会 一方、 宗教 (国 会) 宗派 ノスト 議長は 集 司

変化 バノンの宗派主義は、 (イスラーム教徒の人口増加) に対応し得ないその硬直的なありようは、 (一九七五 ~九〇年 0) 一因となった。 九七〇年代まで複合国家のモデルとしてしばしば注目を浴びた。 しだいに国内の不和を助長し、 だが、 人口 レ 構 成

徒の優位が確保された。

内

.戦はレバノンの国民統合を損ねただけでなく、

シリアの安全保障をも脅かした。

九七六年にシリ

アがレバ

したレバノンを手中に収めようとしたのである。 ルであるイスラエルに対峙しようとした。そしてこの政治的野望を実現するための第一歩として、内戦で弱体化 した地域大国」へと変身を遂げたシリアは、「ビラード・アッ=シャーム」の覇権を握ることで、地政学的なライバ に基づいていたわけではなかった。ハーフィズ (以下、H)・アサド政権 (一九七〇一二〇〇〇年) の下、「強力で安定 同国を「前線基地」化することを恐れていたからである。むろん、シリアの内戦干渉がこうした消極的な動機のみ ノンの安定回復を目的に派兵に踏み切ったのは、イスラエルが内戦に乗じてレバノンに政治的・軍事的に介入し、

の関係については、内戦終結に向けた同国の「努力」に配慮するかたちで、次のような文言が盛り込まれた。 治的宗派主義の廃止」、「すべての民兵の解体とレバノン軍への武器の引き渡し」などが明記された。またシリアと 署名し、翌年内戦は終結した。この合意は内戦後のレバノンの青写真を示したもので、政治体制については、「政 一九八九年十月、レバノンの国民議会議員がサウジアラビアのターイフで国民和解憲章(以下、ターイフ合意)に

年以内とする。 「レバノンの主権を伸張するため、シリア軍は……レバノン軍を支援する。その期間は…… [内戦終結]後、二 に必要に応じて……両国合同軍事委員会が他の地区での再集結を決定する。……レバノンとシリアの間には リアの安全保障を脅かす源泉となってはならず、シリアも……レバノンの安全保障を脅かす源泉となっては 血縁、歴史、そして同胞としての共通の利害によって強化された特別な関係が存在する……。レバノンはシ ムダイリジュ、アイン・ダーラ〔以西〕のベカーア西部におけるシリア軍の再集結に関して決定を下す。さら 同期間終了時、両国政府……は、ベカーア高原、そしてダフル・バイダル、ハンマーナー

スト教徒の優位が改められ、大統領、首相、国民議会議長がそれぞれの権力行使を相互承認し合う「トロイカ体 しかし、こうした規定が字義どおりに実行されることはなかった。レバノン国内では、 国民議会におけるキリ

地

、準入植地」と化した。

レスチナ人組織の武装部門が、イスラエルのレバノン南部占領を理由に武装解除と解体を免除された。 た。 制 また民兵の処遇についても、 が確立した。だが、 主要宗派への公的ポストの硬直的配分という宗派主義の慣行が廃止されることはなか ヒズブッラーのレジスタンス組織 (イスラーム抵抗)とレバノンを拠点とするパ

が による国民生活の監視と内政の操作が既成事実化した。また三○万人とも九○万人とも言われるシリア人労働者 ア軍の駐留期間を「二年以内」としたターイフ合意の規定が反故となり、 流入し、 さらに、シリアとの関係については、レバノン・シリア同胞協力協調条約(一九九一年五月締結)によって、 復興事業で安価な労働力を必要としていたレバノンの労働市場を席巻することで、 シリア軍約四万人と治安組織 同国は (数は不明 準植 シリ

かから、 統領が死去すると、 部から撤退したことで、シリア軍駐留の意義があらためて問い直されるようになった。また六月にH になったのは二○○○年以降であった。すなわちこの年の五月、 レバノン国民の反シリア感情はこのような状況下で醸成されていったが、 シリアとの関係見直しを求める声が上がるようになったのである。 その卓越した政治手腕と絶対的な指導力を前に沈黙を余儀なくされてきたレバノン国民のな イスラエル軍がシャブア農場を除くレバ それがあからさまに表明されるよう ・アサ ド大

植えつけようとした。そして、「力」でなく「智」に依拠したこの新たな手法によって、レバノンでは大規模なシリ ウマ」を刺激し、「レバノンが国民統合と安定を維持するには、 すべく、駐留軍の段階的な再展開を行い、その兵力を一万五〇〇〇人程度にまで削減するとともに、 二〇〇〇年七月にシリアの新指導者となったバッシャール 以下、 シリアの庇護が不可欠だ」との念をレバ 内戦の ノン国民に トラ

B)・アサド大統領は、

このような変化に対処

T

が排斥運動の発生が抑えられ続けた。

Ⅲ レバノン「占領支配」をめぐるバッシング

ル・アウン司令官(暫定首相)の打倒(九〇年十月)をアメリカに黙認させたのである。 本格化した中東和平プロセスに参加し、その見返りとして、レバノンで反シリア武装闘争を継続していたミシェ シリアはアメリカを中心とする多国籍軍に協力する一方で、マドリード中東和平国際会議 (九一年十月) によって となったアメリカとの政治的取引を通じて実現した。湾岸危機 (一九九〇年八月)、湾岸戦争 (九一年一月) に際して、 ところで、一九九○年代以降のシリアによるレバノン実効支配は、東西冷戦構造の崩壊を受けて唯一の超大国

方、シリアは対イラク国境地帯の警備強化やパレスチナ人組織の広報事務所閉鎖などを発表することでアメリカ 支持者)の密入国やパレスチナの「テロ組織」(ハマース、イスラーム聖戦など)の活動を支援していると非難する一 れた。アメリカは、シリアがイラクへの「テロリスト」(アル=カーイダのメンバーや旧サッダーム・フセイン政権の せ、二○○三年末にシリア問責レバノン主権回復法が成立したことで、「友好的敵対」関係は新たな局面を迎えた。 関係はにわかに緊張感を増していった。そしてイラク戦争開始とともに、ブッシュ政権がシリア批判を本格化さ な国家に対して変革を迫る、ないしは転覆に追い込むべきだ」との考え方が優勢になると、アメリカとシリアの において、「反米的・非民主的な『ならず者国家』との妥協や取引がアメリカの国益にとって有害であり、そのよう ないしは「敵対的友好」を特徴としていた。しかし、二○○二年半ば、イラク攻撃を間近に控えたブッシュ政権内 かなように、両国の関係は、互いを批判しつつも水面下で交渉を重ねて利権を分け合おうとする「友好的敵対」、 アメリカとシリアの攻防は当初、イラク復興・治安回復問題や中東和平プロセスの枠組みのなかで繰り広げら シリアとアメリカというと一般的に敵対し合っていると思われがちだが、このような政治的取引をみても明ら

の攻勢を対処療法的にかわそうとしたのである。

シリアによるレバノン「占領支配」に批判が集中するようになると、シリアは徐々に劣勢を強いられるようにな しかし、二〇〇四年六月の米仏首脳会談において、 レバノンを足がかりに中東地域への政治的関与を強化しようとするジャック・シラク仏政権の思惑が シリアとヒズブッラーの封じ込めを目指すブッシュ

う文言によって駐留シリア軍と治安組織の完全撤退とヒズブッラーの武装解除を求めていた。 安保理決議第一 第四九条改正法案の閣議決定(九月三日に国民議会で可決)に踏み切ると、米仏は国連に働きかけ、 初難色を示していたR・ハリーリー首相が、シリアの「忠告」に従い、大統領の任期を三年間延長するための ド大統領の任期延長が断行されたのを機に本格化した。八月二十八日、 た。 いう名目の下、「すべての外国駐留軍の撤退」、「レバノン人および非レバノン人の民兵組織の武装解除と解体」とい 米仏によるシリア・バ 五五九号を採択したのである。この決議は、 ッシングは、 В アサド政権の意向を反映するかたちでレバノンの レバノンにおける「自由で公正な選挙」を支持すると 政敵であるラッフード大統領の再任に当 エミー 九月二日 ル ラッ フー 玉 渾

題をラッ とレバノン国 を約一万四〇〇〇人にまで削減することで、 らって迅速な対応に出た。 国連安保理決議第一五五九号採択によって国際社会の圧力が増すことを懸念したシリアは、 一職の継続を目指した。 フード 一内の政治的混乱に対処すべく、 大統領に突きつけられたR・ハリーリー首相は、 しかし、 九月下旬、 憲法改正反対派を取り込んだかたちでの B・アサド政権は駐留シリア軍約三○○○人の再展開を実施 撤退への意思を積極的に示そうとした。また米仏によるバッシング R ハリー ij ^ー首相の外交手腕と政治的求心力に期待をか シリアの要請を固辞し、 「国民和解内閣」 十月二十日に辞表を提 の発足とい 事態の沈静化をね う無理 その兵力 け、 彼 0

出したのである。

ア民族社会党、レバノン・カターイブ党、そしてR・ハリーリー内閣総辞職を受けて発足したウマル・カラーミ 抗・開発ブロック)、ヒズブッラー(および同党を中心とする国民議会内会派、 長(アマル運動書記長)の自宅に結集した勢力の総称で、アマル運動(および同組織を中心とする国民議会内会派、 維持・強化を目指すべく、二〇〇五年二月初めにアイン・アッ=ティーナにあるナビーフ・ビッリー国民議会議 ド議員を中心とする政治組織) などからなっていた。

一方、アイン・アッ=ティーナ国民会合派は、シリアとの関係 のナスルッラー・スファイル総大司教に近いブトルス・ハルブ議員らの政治組織)、民主刷新運動 (ナスィーブ・ラッフー 歩社会主義党 (および同党を中心とする国民議会内会派、民主会合ブロック)、クルナト・シャフワーン会合 (マロン派 安組織の政治への不干渉などを掲げた政党・政治組織の総称で、ワリード・ジュンブラート議員を党首とする進 四年九月下旬、 派とアイン・アッ=ティーナ国民会合派という二大勢力の形成をもたらした。ル・ブリストル会合派は、二〇〇 内閣の閣僚などからなっていた。 ラッフード大統領の任期延長はまた、レバノン国内の政治的対立をより鮮明なものとし、ル・ブリストル会合 ベイルート市内のル・ブリストル・ホテルに会し、ターイフ合意に基づくシリア軍の再展開、 抵抗への忠誠ブロック)、バアス党、シリ

メンバー二人が出席していたことで、R・ハリーリー前首相はその死とともに「反シリア勢力の殉教者」としてま 基づくシリア軍の再展開」という従来の要求に代えて、「国連安保理決議第一五五九号にそったシリア軍の完全撤 としないからである。 ッフード大統領に対する包囲網の結成を意図していただけなのか、シリアとの対決を前提としていたのかが判然 知る由もない。 こうした状況下で、R・ハリーリー前首相がどのような政治的立場をとろうとしていたのかは、今となっては が目標に掲げられ、この集会にベイルート決定ブロック(R・ハリーリー前首相を代表とする国民議会内会派) 彼は死の直前まで、ジュンブラート議員と協力関係の維持を確認し続けたが、このことが政敵ラ しかし、二〇〇五年二月初めに開かれたル・ブリストル会合派の集会で、「ターイフ合意に

つり上げられていったのである。

Ⅲ R・ハリーリー前首相暗殺後の混乱

を開始したのである 相の暗殺を、「シリアの犯行」と断じた上で、反シリア感情を爆発させた民衆を主導し、「独立インティファーダ」 議員(進歩社会主義党)暗殺未遂を「反シリア勢力」に対する「テロ」と非難していた同派は、 ブリストル会合派がシリア排斥運動を本格化させる絶好の機会を与えた。前年十月一日にマルワーン・ 人が死亡、二○○人以上が重軽傷を負った。この事件は、二月初めの集会で反シリア色を鮮明に打ち出 二〇〇五年二月十四日、 ベイルート市内でR・ハリーリー前首相が乗った車列が爆破され、 R・ハリーリ 前首相を含む一七 したル マー ·前首

合派は、 治組織) 開し、 首相の暗殺を招いたレバノンの政治的不安定と治安維持能力の欠如はシリアに責任がある」 との強引な論理 アに国連安保理決議第一五五九号の実施を強く迫っていったのである。とりわけアメリカは、「R・ハ そして、レバノン国内のデモを「アルズ (杉の木) 革命」 と評し、中東「民主化」 の先駆けと位置づけることで、 国際社会、とりわけ米仏政府とメディアもこうした「推定有罪」に同調するかたちで、 R 対シリア政策を協議するという名目で在ダマスカス米大使を本国に召還するといった強硬な態度で臨 ベイルート市内の殉教者広場で連日、 、リーリー前首相を失ったベイルート決定ブロックとムスタクバル潮流 (R・ハリーリー前首相が指導した政 さらにはアウン元司令官が率いる自由国民潮流をも取り込むかたちで勢力を拡大したル・ブリストル会 数万から十数万人規模のデモを繰り返し、暗殺の真相究明、 シリアを痛烈に批判した。 ij

ミー首相が国内のさらなる混乱を回避するとの理由で突如、 ア軍の完全撤退、 カラーミー内閣の辞職、 治安責任者の解任などを要求した。その結果、二月二十八日、 内閣総辞職を宣言した。 カラー

シリアに向けられた一切の嫌疑を否定した。しかし、米仏が主導する国際社会の圧力に抗すことはできず、三月 ア軍完全撤退の時期の決定(と実施)、という二段階からなる撤退に応じる構えを示した。 を実施すると宣言し、 五日、人民議会 (国会) で異例の演説を行い、ターイフ合意の規定に準じたかたちで国連安保理決議第一五五九号 れは我々にとって政治的自殺行為だ。……この犯罪で得をしたのが……シリアでないことだけは確かだ」と述べ、 こうした一連の動きに対して、B・アサド大統領は、「我々が仮にR・ハリーリー前首相を殺したとすれば、 ①駐留シリア軍のベカーア高原への再集結、②シリア・レバノンの二国間協議によるシリ

完了した。続いて四月上旬から、 に駐留するシリア軍をベカーア高原以東に再集結させるとともに、その兵力を八○○○人に削減し、第一段階を アの対応は迅速であった。大統領の演説内容にそうかたちで、アサド政権はまず、三月半ばまでにレバノン全土 に完全撤退を完了したのである。 この案は当初、 レバノンからの撤退プロセスを長引かせることを目的としているかに思えたが、 今度はベカーア高原に残留したシリア軍・治安組織を帰国させ、 その後のシリ 四月二十六日

トル会合派に入閣を迫っていった。これに対し、ル・ブリストル会合派は、バヒーヤ・ハリーリー議員 復職させることに成功した。その上で同派は、「国民和解内閣」の発足を通じた事態の収拾を要求し、 強化を求める百万人規模のデモをベイルート市内で組織し、その勢いに乗じて、三月十日、カラーミー前首相を 三月八日、ヒズブッラーの指導の下、 合派が、カラーミー内閣辞職後の組閣人事などをめぐって対立を続けた。アイン・アッ=ティーナ国民会合派は シリアが駐留軍の撤退を進めていた頃、レバノンではアイン・アッ=ティーナ国民会合派とル・ブリストル会 国連安保理決議第一五五九号拒否、米仏の内政干渉反対、シリアとの連帯 (R·ハリ

会を主催し、 ij 元首相の その勢力を誇示した。 妹 暫定的な選挙監視内閣の発足を主張した。 の呼び かけの下、 そして、 R・ハリー 前首相暗殺の真相究明、 ij 前首相没後一カ月にあたる三月十四日に百万人規模の 治安責任者の解任、 シリ アの完全撤退を要 追悼集

求するとともに、

実施」を強く求める米仏などの外圧によって促されたという側面があったのである の対立点が解消したことでもたらされたのではなかった。むしろそれは、「内閣不在の状況下で、 (五月三十一日)を終え解散すれば、『憲政上の真空』が生じる」という強迫観念と、「任期終了以前の国民議会選挙の (UNIIIC) の設置 応収束した。 辞職を経て、 アイン・アッ=ティーナ国民会合派とル・ブリストル会合派の対立は、 しかし、 同月十九日にナジーブ・ミーカーティー (国連安保理決議第一五九五号、 この政情回復は、 R・ハリーリー元首相暗殺事件調査のための国連国際独立調査委員会 四月七日採択)や駐留シリア軍の完全撤退などによって、 内閣が発足 (四月二十七日に国民議会で承認)したことで、 四月十三日にカラーミー首相の二 国民議会が 両派 一度目 往

阻害するというレバノンの現実であった。 外圧によって付け焼き刃的に準備された選挙を通じて明らかになったのは、 立場を施政方針において示し、 ②それまでに選挙法改正が実現しなかった場合は、 超党派の国民議会議員らからなるミーカーティー内閣は、①国民議会選挙の投票開始日を五月二十九日とする、 国民議会選挙の実施を至上命題とした。しかし、内戦の「トラウマ」と国際社会 現行の選挙法 (二〇〇〇年選挙法) の下で選挙を断行する、 宗派主義が「自由」 一や「民主主

して有権者は、 とイスラー レバノン国民議会 ム教徒に均等に配分された上で、 政党や有力政治家が作成した選挙リストにそって各宗派の候補者を選ぶか、 (定数 一二八議席) 選挙は、 各地域 大選挙区完全連記制を採用しているが、 (選挙区) の人口比に応じて主要な宗派に振り分けられる。 その 議 自らが投票したい 席はキ ij Ź 徒 候

補者を個別に選び出すことになっている。

の選挙区が複数の政治家、ないしは政党の地盤にまたがっている場合には、ライバル候補者同士が選挙リスト作 こうした制度の下、有力政治家たちは、選挙のたびに自らの地盤を囲い込むかたちでの選挙区改編を試みるこ 政敵との票の奪い合いを回避し、自身への支持票をもって地盤地域の議席を獲得しようとした。また一つ

成などを共同で行うことで、議席をあらかじめ分け合っていった。

以下、S)・ハリーリー氏であった。彼は、ル・ブリストル会合派を主導してきたジュンブラート議員率いる進歩 る。 ブッラーと各地で選挙協力を行い、それぞれの地盤となる選挙区での議席の独占を目指していったのである。 社会主義党だけでなく、アイン・アッ=ティーナ国民会合派において中心的役割を担ってきたアマル運動、 導していったのが、R・ハリーリー元首相の後継者として立候補を表明した二男サアドッディーン (略称サアド の主たる関心は、いかなる選挙協力を通じて議席の維持・増加を図るかという点に移っていった。 派に属す議員の多くは、現行の区割りをさらに細分化し、郡を選挙区とすべきだと主張し、反目し合ったのであ 展開した。すなわち、選挙区を改編するための選挙法改正をめぐって、アイン・アッ=ティーナ国民会合派は これに対し、S・ハリーリー氏を軸とする選挙同盟から排除された政党や政治家からは批判が相次いだ。 このような政局の変化にいち早く反応し、それまでの政策的立場や政治理念を無視したかたちで政界再編を主 四選挙区からなる現行の区割りを廃し、県を選挙区とすることを政策として掲げる一方、ル・ブリストル会合 一○○五年の国民議会選挙をめぐる駆け引きは当初、R・ハリーリー元首相暗殺後の対立を反映するかたちで 彼らもまた、政敵との合従連衡を試みることで、選挙戦を乗り切ろうとした点ではなんら変わりなかった。 しかし、ミーカーティー内閣が二○○○年選挙法に基づく選挙の実施を実質的に推し進めると、

ハリーリー氏とジュンブラート議員を「ルストゥム・ガザーラ准将〔シリアの実効支配を実質的に統括してきたレバ とりわけ、二〇〇五年五月七日に十五年にわたるフランスでの亡命生活を終え帰国したアウン元司令官は、S・

甥)、タラール・アルスラーン (レバノン民主党党首、ジュンブラート議員のライバル) などと共同で選挙リストを作 ン駐留シリア軍治安偵察機構課長〕のようだ」と酷評しつつも、 ド大統領の娘婿の父)、スライマーン・フランジーヤ前内務大臣、 親シリアのミシェル・ アフマド・カラーミー候補(カラーミー前首相の ムッル国民議会副議長 (ラッフ

成し、

議席の確保を目指したのである。

ーの抵抗への忠誠ブロックがそれぞれ一五、一五、 を行ったジュンブラート議員の民主会合ブロック、 新会派の変化・改革ブロックが二一議席をそれぞれ獲得し、 したS・ハリーリー氏を代表とする新会派のムスタクバル・ブロックが三七議席を、 たものであった。 五月二十九日から六月十九日にかけて四度にわたって行われた投票の結果、 このような選挙結果は、 有権者の審判を待つまでもなく、 アマル運動による新会派の開発・ 四議席を獲得し、国民議会内での勢力維持に成功した。 大躍進を遂げた。 有力政治家たちによってあらかじめ決定され またS・ハリーリー氏と選挙協力 政策や理念を無視した談合を主導 解放ブロック、ヒズブッラ アウン元司令官が指導する

№ 揺るがぬシリアの支配体制

を確認 を強いられ続けた。 方、 った批判を繰り返し、 したのちも、 レバノンから駐留軍 アメリカはシリアがレバノン国内に治安要員を潜伏させ、 五月下旬、 シリアに揺さぶりをかけたのである。こうした発言は、 国連安保理決議第一五五九号の検証チームがレバノンを視察し、 治安組織を完全撤退させたシリアはその後も、 実効支配を継続しようとして 国際社会の圧力の下で不利 シリア・イラク国境から シリア軍 な形 Ò

の内政を操作しようとしているといった憶測が事実のように報じられ、シリア批判を煽っていった。 共産党のジョルジュ・ハーウィー元書記長が相次いで暗殺されたことで、シリアがレバノンの治安を撹乱し、そ 「テロリスト」潜入疑惑と同様、 ルート市内で日刊紙『アン=ナハール』の論説記者で民主左派運動メンバーのサミール・カスィール氏とレバノン なんらの物的証拠にも基づいていなかった。だが、六月二日と二十一日に、ベイ

さぶりをかけるべきだと考える者―――さらにはアメリカの支援の下に既存の支配体制を転覆すべきだと主張する く様を目の当たりにしたことで、彼らのなかに、アメリカの対シリア攻勢を好機ととらえ、B・アサド政権に揺 ある。しかし、国際社会の後押しを受けるかたちで、隣国レバノンの同胞がシリアの実効支配から解放されてい することで「外国勢力と結託し、シリアを弱体化させようとしている」との嫌疑をかけられる恐れがあったからで 国にも増して反米感情が強いシリアにおいて、反政府勢力、とりわけ国内で活動する有識者や政治指導者はこれ アメリカによるシリア・バッシングはまた、シリアの反政府勢力の言動にも変化をもたらした。 -が現れるようになった。 アメリカの外圧に乗じるかたちでB・アサド政権を批判することを避ける傾向にあった。なぜなら、そう 他のアラブ諸

余の政治組織や人権団体が国民対話会合を開催し、「デイル・ゾール宣言」を発表、国民統合や民主化を呼びかけ 自由化を要求したのである。 よって活動を禁止されているシリア・ムスリム同胞団の政治声明を代読し、B・アサド政権に対して暗に政治の の集会を開催し、 五月七日、左派 (アラブ民族主義、マルクス主義) 系の有識者が運営するジャマール・アタースィー民主的対話会議 (以下、アタースィー会議) が、国内の主要な反政府組織に呼びかけ、ダマスカス市郊外で政治改革を議論するため 「ネオ・リベラーリーユーン」(新自由主義者) と呼ばれる彼らの活動は、二○○五年五月になると本格化した。 その場で同会議運営委員会メンバーのアリー・アブドゥッラー氏が一九八〇年法律第四九号に また五月二十日には、 デイル・ゾール市で市民社会再生諸委員会をはじめとする十

を求めた。またこの間、 遺体で発見されると、 一方、 五月十日にクルド人のシャイフ、 クルド民族主義政党・政治組織が治安当局による犯行の可能性を指摘し、 シリア・アラブ人権機構やシリア人権協会などが連日、 ムハンマド・マアシューク・ハズナウィー 治安当局による市民の不当逮 師が失踪し、 事件の真相究明 六月一 日に

を非難する声明を出し、

政治改革と司法制度改革を訴えた。

とって大いなる飛躍をもたらすことを望む」と述べ、 一○○五年三月五日の人民議会の演説において、彼は「我々は今、 や組織に関する改革案を提案・議論するよう指示した。また、 ○四年一月、 実施を示唆したことで促されたという一面もあった。シリア問責レバ こうした一連の動きは、 B・アサド大統領は、 B・アサド大統領が、 アメリカの脅威に対して国内の隊列を再強化すべく、バアス党員に党の バアス党第十回シリア地域大会 (党大会) 国内における改革実施の重要性を強調したのである。 レバノン駐留シリア軍の完全撤退実施を公約 地域大会の準備段階にあり、 ノン主権回復法が成立した二カ月後の二〇 の開催を念頭に、 同大会がこの 思想 改革

動は、 1 捕された。さらに六月五日、 トゥナーウ また五月二十二日と二十四日には、 のうちアブドゥ イル・アタースィー代表、アブドゥッラー氏らアタースィー会議運営委員会メンバー九人の身柄を拘束した。 ディ しかし、B・アサド政権がアメリカの外圧と「ネオ・リベラーリーユーン」の攻勢を前にして最終的にとっ ー党がハズナウ 改革の推進ではなく、 1 ッラー氏を除く八人はまもなく釈放されたが、六月下旬、 事 **予務局** 1 メンバ 師 ーが、 改革運動の弾圧と権力の誇示であった。 の失踪 カーミシュリー そして六月四日には、 シリア・アラブ人権機構のムハンマド・ラアドゥーン会長とニザー 殺害に対する抗議デモを組織すると、 市で、 シリア・クルド・イェキーティー党とシリア・ 市民社会再生諸委員会のリヤード・ダ 五月十五日と二十四日、 アタースィ 治安部隊と警察が弾圧 会議は解散を命じられ 治安当局 **、ッラー** のために ク íν ル・ k ル 氏 ラス スハ

され、

参加者数十人が逮捕された。

めてアピールしたのである。 その実行を指導するのが、アメリカでも「ネオ・リベラーリーユーン」でもなく、大統領本人であることをあらた と社会におけるバアス党の「前衛」としての役割を前提とした大会決議を採択することで、改革の内容を決定し、 して、戒厳令の適用基準の見直しや、政党法制定による政治的多元主義の拡充の必要などを強調しつつも、国家 を独断的に進め、レバノン喪失後も党 (および政権) 内における自身の指導力が絶対的であることを誇示した。そ B・アサド大統領は、こうした期待を裏切るかのように、党シリア地域指導部(執行部)や中央委員会の人事改編 と規定した憲法第八条の改正など、権威主義体制を支える諸規定を見直す場になると思われていた。しかし、 改革に対する自らの立場を明示した。この大会は、戒厳令の解除、「バアス党は国家と社会を指導する党である その上で、B・アサド大統領は六月六日から九日にかけて開催されたバアス党第十回シリア地域大会において、

おわりに

リア、レバノン両国において現出した政治体制は、 ノンを中東の『民主化のモデル』とする」という論理によって正当化された。そして、それは、シリアによるレバ シリア・バッシングは、「シリアの『占領支配』を廃することで、レバノンに『自由』と『民主主義』を回復し、レバ ノン「占領支配」の終焉とレバノンにおける「主権回復」という劇的な変化をもたらしはした。だが、その後のシ 二○○四年九月のラッフード大統領の任期延長と翌年二月のR・ハリーリー元首相暗殺を機に激しさを増した レバノンでは、シリア軍撤退後初となる国民議会選挙が、「主権」だけでなく、「自由」と「民主主義」の回復をア いずれも「自由」や「民主主義」とはほど遠いものであった。

待できないだろう した既存の体制が抜本的に改編されない限り、 対応や、シリアとの政治的・経済的関係の再構築などといった懸案問題が山積している。だが、 断主義であった。現在、レバノンには、 選挙を通じて明らかになったのは、 ピールする機会となるはずだった。 しかし、米仏などの外圧と内戦の「トラウマ」の下で辛うじて実施されたこの 政策や理念を無視した談合によって国民の政治参加を妨げた政治家たちの 国連安保理決議第一五五九号におけるヒズブッラーの武装解除要求 国内の雑多な主義主張を集約・反映したかたちでの国家運営は 宗派主義に立 。 の 独

より巧妙な手法を学びとり続けているのである。 たバッシングの結果、 して対パレスチナ・イスラエル政策)の転換を要求することで満足しているかのようである。そしてこうした偏向 7 義・独裁体制によって引き起こされたものである。にもかかわらず、アメリカをはじめとする国際社会は、 詰めて言えば、「ビラード の政治体制の 方、シリアの状況はより深刻である。 「非民主性」に批判の矛先をほとんど向けず、その対中東政策 シリアの権威主義・独裁体制はその存続を実質的に保障され、 ・・アッ=シャーム」の覇権を追求してきたH・アサド前政権期以来のシリアの権威主 実効支配下のレバノンにおける「自由」と「民主主義」 (とりわけ対レバノン、対イラク、 国民生活を抑圧するため の抑圧は、 シリ 突き

の不信感と嫌悪感をもたらすだけであり、混乱と停滞にさいなまれた両国の現実が打開されることもないだろう。 まり続け、 アメリカによる「民主化」要求が、その外交政策の独善性を隠蔽するためだけの単なるプロ 真に変化を必要とするレバノンとシリアの政治体制を黙認するかたちで唱道される限り、 ۱ ۹ ガンダとしてとど それは

〈参考文献〉

- 青山弘之「シリアは何を目論んでいるのか――バッシャール・アル=アサド政権によるレバノン支配 (特集=レバント、 何処へ)」(『季刊アラブ』第一〇六号、二〇〇三年秋)八―一一ページ。
- −「シリアと米国――ブッシュ米政権の脅威との戦い (二○○三年三月~二○○四年八月)」 (『現代の中東』 第三八号、
- 二〇〇五年一月)二―一八ページ。 - 「総選挙で露呈した非民主的なレバノンの政治体制―― シリア軍撤退後も変わらず (特集 地殻変動を起こす中
- 東)」(『世界週報』第八六巻、第二三号、二〇〇五年六月二十一日)一〇一一三ページ。 -「レバノン――シリア軍撤退の「意義」」 (『世界」 第七四○号、二○○五年六月) 二一六―二三三ページ。
- Dilip Hiro, Lebanon: Fire and Embers, London: Weidenfeld and Nicolson, 1993
- International Crisis Group (ICG), Syria under Bashar (I): Foreign Policy Challenges (ICG Middle East Report No. 23), Amman and Brussels: ICG, 2004
- Itamar Rabinovich, The Brink of Peace: the Israeli-Syrian Negotiations, Princeton: Princeton University Press, 1998
- Middle East Watch, Syria Ummasked: The Suppression of Human Rights by the Asad Regime, New Haven and London:
- Yale University Press, 1990.
- Robert G. Rabil, "The Maronites and Syrian Withdrawal: From "Isolationists" to "Traitors"?" Middle East Policy, Vol. 3, No 3, September 2001, pp. 23-43
- William Harris, Faces of Lebanon: Sects, Wars, and Global Extensions (Princeton Series on the Middle East), revised

editon, Princeton: Markus Wiener Publishers, 1999

(二〇〇五年六月三十日脱稿)

追記

知のとおりである。

本稿脱稿後、シリアとレバノンの内政、 および両国をめぐる国際情勢・ 地域情勢が劇的に変化し続けていることは

ための国際法廷の開設準備と、ラッフード大統領任期延長以降にレバノン国内で発生したすべての「テロ」事件の調査 Cの第 リーリー元首相暗殺事件の容疑者への制裁などを求めた国連安保理決議第一六三六号が採択された。また、 定」したUNIIICによる第一回調査報告書が提出され、 のUNIIICの技術協力を定めた国連安保理決議第一六四四号が採択された。 国連では、二〇〇五年十月十九日、 回報告書提出(十二月十日)を受けるかたちで、十二月十五日、 R・ハリーリー元首相暗殺事件へのレバノン駐留シリア軍・ 同月三十一日、 R・ハリーリー元首相暗殺事件の容疑者を裁く UNIIICへのシリアの全面協力とR・ の関与を U N I I I

と民主主義の実現を呼びかけた。この宣言はまもなく、シリア・ムスリム同胞団やシリア改革党など、 民主同盟、シリア・クルド民主戦線などが共同で「ダマスカス国民民主改革宣言」を発表し、権威主義・全体主義の廃止 に関与したとの嘘の証言を強要された」と暴露した証人が登場し、 た。また十一月末には、「S・ハリーリー議員らレバノン政府高官から拷問と脅迫を受け、 ン内務大臣(元駐留シリア軍治安偵察局長)が、UNIIICの事情聴取を受けた直後の二○○五年十月十二日に自殺し きに対して、 る反政府組織からも支持を受け、 九○年代末まで対レバノン政策を主導してきたアブドゥルハリーム・ ・ヤのインタビュー番組に出演し、 シリアでは、 米仏などによるシリア・バッシングを追い風とするかたちで、十月十六日、 В 一九八○年代と九○年代にシリアによるレバノン実効支配を実質的に統括してきたカーズィー・ アサド政権は、 反政府組織の指導者や活動家の逮捕 国内外のほとんどすべての反政府勢力の共同歩調が実現した。さらに十二月末、 B・アサド政権との 「絶縁」と反政府運動の開始を宣言した。 UNIIICの調査の信頼性に疑問を投げかけた。 /١ 起訴などを敢行することで、 ッダーム副大統領が衛星テレビ局アル=アラビ シリア国民民主連合 シリアの軍・治安組織が暗殺 しかし、このような動 権威主義体制 欧米を拠点とす シリア・クル カナアー

持・強化に努めており、「民主化」要求に応える気配はみられない。

が後押しする閣僚が、国連安保理決議第一五五九号への対応をめぐるスィニユーラ首相との意見対立を理由に閣議をボ が暗殺された。こうしたなか、政情も不安定化し、十二月半ばから二○○六年二月初めにかけて、ヒズブッラーとアマル 月十二日には、『アン=ナハール』紙編集長でクルナト・シャフワーン会合メンバーのジュブラーン・トゥワイニー議員 副首相兼国防大臣と反シリア的言説で知られたテレビ・キャスターのマイ・スィドヤーク女史が暗殺未遂に遭い、十二 国内の治安状況は一向に改善されず、七月十二日と九月二十五日には、ラッフード大統領の娘婿のイリヤース・ムッル そしてラッフード大統領派からなるフファード・スィニユーラ内閣が発足した (七月三十日、国民議会で承認)。しかし イコットし、内政が実質的に麻痺した。 レバノンでは、国民議会選挙後の二○○五年七月、ムスタクバル潮流、進歩社会主義党、ヒズブッラー、アマル運動

首相暗殺直後となんら変わりがない。 主化」や政治的安定をもたらしていないという現実であり、この点において両国の状況は、本章でみたR・ハリーリー元 これら一連の出来事から明らかなのは、シリアによるレバノン実効支配の終焉が、シリアとレバノンのいずれにも「民

稿を参照されたい。 なお、本稿脱稿後のシリアとレバノンの内政、および両国をめぐる情勢については、すでに公刊されている以下の拙

「シリア・バアス党の組織改編──『単一のアラブ民族』へ向けて」(『季刊アラブ』第一一三号、二○○五年夏)| 六一一七ページ

「大統領の絶対的指導性強化──バアス党第一○回シリア地域大会から (特集・シリア民主化の行方)」(『季刊アラ ブ』第一一四号、二〇〇五年秋) 六一八ページ。

「シリア 民主性誇示か、権威主義維持か――バアス党第十回シリア地域大会にみるアサド政権」(『海外事情』 三巻、第一一号、二〇〇五年十一月)四六―五六ページ。

「アサド政権を襲うシリア・バッシングー 月) 三〇〇一三〇七ページ。 - 米仏の政治的圧力と内政の困難」(『世界』 第七四七号、二〇〇六年一

「第一七期レバノン国民議会選挙結果」(『現代の中東』 第四○号、二○○六年一月) 三二一六一ページ。

¯第一七期レバノン国民議会選挙(二○○五年)──シリア軍撤退後のレバノンにおける政治力学」(『季報』第七六 号、二〇〇六年二月) 二七一一二九二ページ。

(二〇〇六年二月十四日、R・ハリーリー元首相没後一年に寄せて)

173